

介護老人保健施設イルアカーサ

指定（介護予防）訪問リハビリテーション 運営規定

第1条

社会医療法人慈生会が開設する介護老人保健施設イルアカーサ（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条（事業の目的）

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なりハビリテーションを行うことを目的とする。

第3条（運営の方針）

1 事業所の職員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活が営むことができるように生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法または言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

第4条（名称及び所在地）

事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設イルアカーサ
- 2 所在地 東京都足立区六木4-9-10
- 3 開設年月日 2014年4月1日
- 4 電話番号 03-5673-1020
- 5 FAX番号 03-5673-1023

第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

指定訪問リハビリテーション等の職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

職 種	職務内容	人員数
医 師	利用者に対する医学的管理を行う	常勤1名
リハビリ専門職	医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対しリハビリテーション等を行う。	理学療法士4名 (内、管理者1名)

管理者は、職員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日
- 2 休日 日曜日、祝日及び年末年始（12月31日から1月3日）
- 3 営業時間 午前8時45分から午後5時00分

豪雪、台風などの天災、感染症発生時などは、職員および利用者の安全確保のため、営業休止を検討する。

第7条（利用料等その他の費用の額）

1 事業所は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問リハビリテーションについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割の支払いを請求する。利用料金については、別紙利用料金表によるものとする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際に、利用者から支払いを受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法上の指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないように

する。

- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて指定訪問リハビリテーション等を実施した場合、それに要した交通費は請求しない。
- 4 利用者の都合によりサービスをキャンセルした場合は、次の額を請求する。
但し、病状の急変などやむを得ない事情がある場合、又は利用日の午前8時45分までに連絡があった場合は該当しない事とする。
利用者の都合によりサービスをキャンセルした場合・・・1回につき500円
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、足立区（六木・神明・神明南・北加平・加平・佐野・辰沼・谷中・東和・大谷田・東綾瀬・六町・南花畑）、八潮市（浮塚・大原・圀）とする。

※実施区域外の方も必要に応じて要相談

- 1 事業所は、正当な理由なく、指定訪問リハビリテーション等の提供を拒むことを禁止する。
ただし、事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーション等を提供することが困難な場合は除く。
- 2 利用申込者に対し自ら必要な指定訪問リハビリテーション等を提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じる。

第9条（利用者及び家族からの相談・苦情、職員のハラスメント相談）

当事業所は、利用者及びその家族からの相談や苦情、職員からのハラスメント等に対応するための窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの相談や苦情、職員のハラスメント等の事案に対し、迅速に対応する。

【相談、苦情、ハラスメント等の対する窓口】

訪問リハビリテーション事業所	所在地： 東京都足立区六木4-9-10 電話番号： 03-5673-1020 受付時間： 8:45～12:30、13:30～17:00 担当： 小林孝道、高梨仁美
----------------	--

足立区介護保険課	所 在 地： 足立区中央本町一丁目 17 番 1 号 電話番号： 03-3880-5887
東京都国民健康保険団体連合会	所 在 地： 千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 電話番号： 03-6238-0177

事業所は、前項の相談・苦情の内容について記録し、その完結の日から2年間保存する。

第10条（緊急時の対応について）

事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先へ連絡する。

第11条（事故発生時の対応）

1 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2 指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

第12条（虐待の防止のための措置に関する事項）

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を月に1回定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を年に1回以上定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

【 虐待防止担当者 小林孝道、高梨仁美 】

2 虐待の早期発見と対応について

サービス提供中に、要介護者等又は介護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報する。

また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から区への虐待提出について適切な対

応を行い、管轄の地域包括支援センターと連携を図る。

第13条（秘密保持について）

- 1 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を予め文書により得る。
- 4 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。

第14条（身体的拘束について）

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

第15条（禁止行為について）

1 指定訪問リハビリテーション等を提供するにあたり、利用者および家族へ以下の禁止行為を定める。

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意にそぐわない性的誘いかけ、好意的態度の要求など性的嫌がらせ行為）

2 事業所は、職員の心身に危害が生じ、または生ずる恐れがある場合であって、その危害の発生または再発生を防止することが著しく困難となり、利用者に対して介護サービスの提供が困難となった場合は、相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することができる。

このことにより、契約を解除する場合、事業所は介護支援事業所または区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況やその他の状況に応じて、適当な他の事業所等の紹介、その他必要な措置を講じる。

第16条（業務継続計画の策定）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に行い、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い、次に掲げる必要な措置を講じる。

- （１） 業務継続計画の策定および従業者への周知
- （２） 定期的な研修の開催（年1回以上）
- （３） 定期的なシミュレーション訓練の実施（年1回以上）

第17条（衛生管理等）

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように以下に定める措置を講じる。

- （１） 感染対策委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知する。
- （２） 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （３） 従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する（年1回以上）。

第18条（記録の整備）

事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

- （１） 訪問リハビリテーション計画
- （２） サービスの具体的な内容等の記録
- （３） 区市町村への通知に係る記録
- （４） 苦情の内容等の記録
- （５） 事故の状況及び処置についての記録

第19条（その他運営規則）

1 事業所は、職員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- （１） 採用時研修 採用後 3カ月以内
- （２） 継続研修 年1回

2 職員は、利用者が要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 指定訪問リハビリテーション等を提供するにあたって、医師の診療に基づき、訪問リハビリテーション計画を作成する。その際、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、作成した計画は利用者へ交付する。

- 4 計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに記録を作成するとともに、医師へと報告をする。
- 5 他医療機関の医師から情報提供を受けて指定訪問リハビリテーション等を提供する場合、情報提供に係る主治医の診察と、情報提供を受けた指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診察が3ヶ月ごとに必要となる。受診が行われない場合は、訪問リハビリテーション指示書の発行が行えない為、一時利用が中止となる。
- 6 医師の指示により、指定訪問リハビリテーション等を実施するのに危険性が高いと判断される場合は、サービスの利用を一時中止する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、当法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2014年4月01日から施行する。

2021年4月01日 改定

2023年9月01日 改定

2024年5月01日 改定